

第3期
岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和8年3月

目次

第1章 総合戦略の策定にあたって

- 1. 策定の背景・趣旨 1
- 2. 対象期間..... 1

第2章 人口ビジョン(人口の現状分析と展望)

- 1. 人口推移に関する分析..... 2
- 2. 自然増減に関する分析..... 5
- 3. 社会増減に関する分析..... 7
- 4. 人口の将来推計 12
- 5. 人口の将来展望 12

第3章 基本目標と基本的方向の枠組み..... 13

第4章 基本目標ごとの施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標1

健幸のまち・地域共生社会を形成する

- ー安心して幸せに暮らせる健康長寿社会を形成するための戦略ー 14

基本目標2

子育て世代の移住・定住を促す

- ー人口減少を予防し、バランスのとれた人口構成を維持させていくための戦略ー 20

基本目標3

都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する

- ー経済的な豊かさとまちのにぎわいを将来にわたって創出するための戦略ー 26

基本目標4

安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する

- ー市民の安全確保と次世代に配慮した都市経営戦略ー 31

- 用語の解説..... 37

第1章 総合戦略の策定にあたって

1. 策定の背景・趣旨

今後加速度的に進むと予測される人口減少と少子高齢化への対応が、我が国が直面する最も重要な課題になっています。こうした社会情勢に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」が2014年（平成26年）11月に公布・施行されました。

この法律に基づき、国においては、2060年（令和42年）に概ね1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、基本目標及び施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にデジタルの力の活用を盛り込んだ「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を2023年（令和5年）12月に策定し、2025年（令和7年）12月には、これまで進めてきた地方創生の取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置いた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定しました。

以上のことを背景に、第3期「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」は、本市の人口の将来展望を踏まえつつ、既に人口減少局面を迎え、少子高齢化の進行と地域経済の縮小が懸念される状況を克服し、人口減少時代と超高齢社会が本格化する中においても、いつまでも持続的に発展する都市を形成するために策定するものです。

2. 対象期間

第3期総合戦略の対象は、2026年度（令和8年度）を初年度とし、2030年度（令和12年度）までの5か年としています。この5か年で実現すべき基本目標と、その具体的な施策を位置づけていくものとします。

なお、「人口ビジョン」の対象期間は、引き続き2040年（令和22年）までとしています。が、人口推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計値に合わせ、2050年（令和32年）までの推計を行っています。

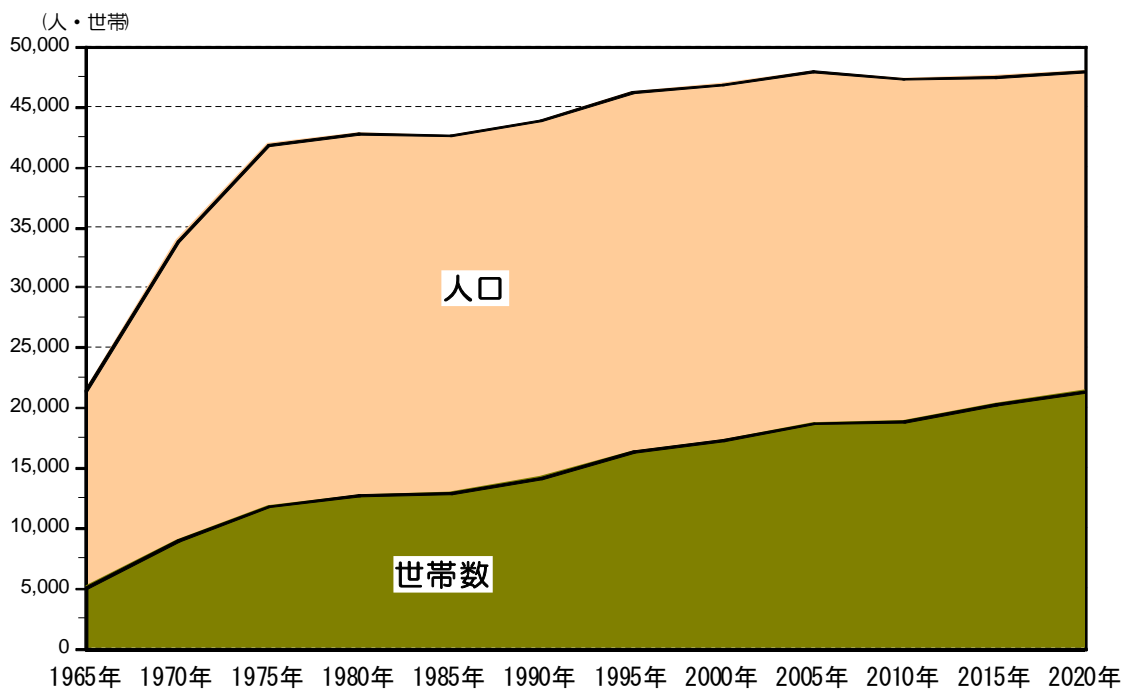
第2章 人口ビジョン（人口の現状分析と展望）

1. 人口推移に関する分析

（1）総人口・世帯数の推移

- 本市の人口は、1985年（昭和60年）以降、2010年（平成22年）に一旦減少に転じたものの、その後は持続的に微増を続けており、2020年（令和2年）には、47,983人となりました。
- 一方、世帯数については、一貫して増加基調にあり、2020年（令和2年）には、21,498世帯となっています。

図表 2-1-1 総人口・世帯数の推移（国勢調査）



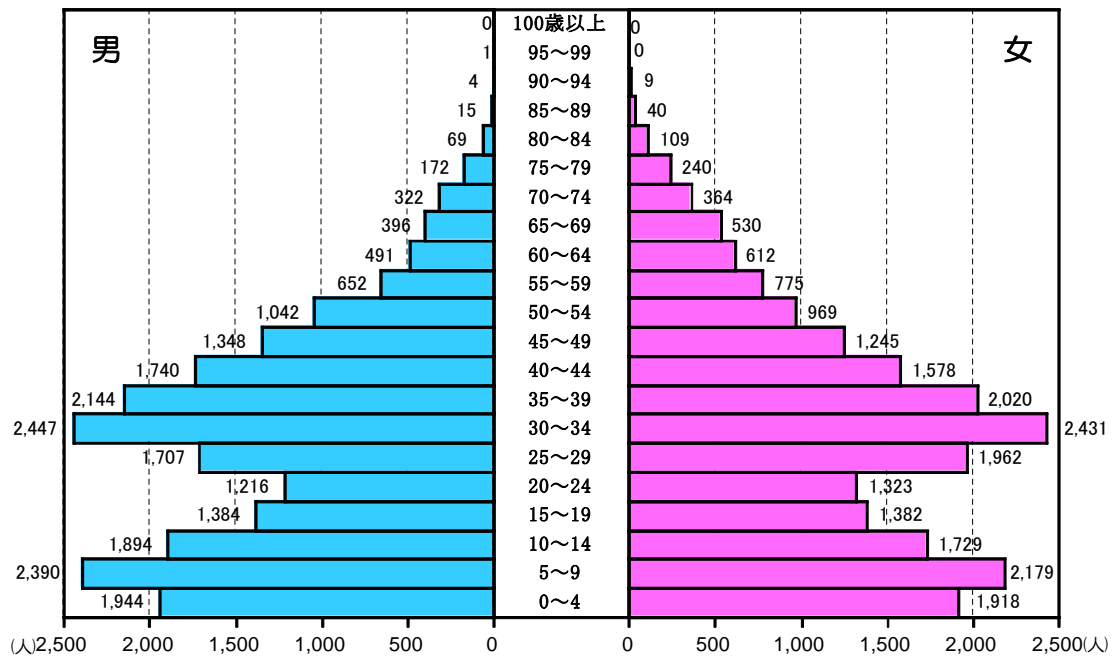
	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
人口	21,459	33,843	41,935	42,800	42,580	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340	47,562	47,983
世帯数	5,193	8,972	11,818	12,738	12,990	14,313	16,353	17,346	18,724	18,952	20,374	21,498

(2) 性別・年齢別人口の推移 (人口ピラミッド)

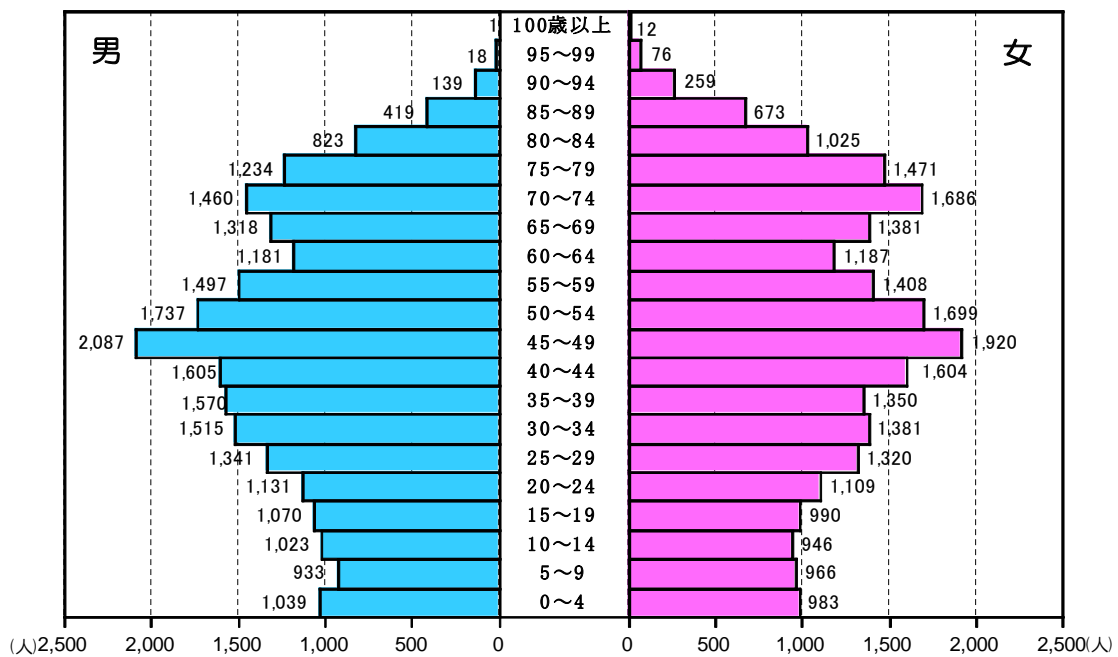
- 1980年(昭和55年)の国勢調査による人口ピラミッドでは、団塊の世代と団塊ジュニア世代が突出した人口構造になっています。
- しかし、少子高齢化が進み、2020年(令和2年)の人口ピラミッドでは、老年人口の割合が高く、年少人口の割合が低い、いわゆる典型的なつぼ型になっています。

図表 2-1-2 人口ピラミッド・5歳階級 (国勢調査)

[国勢調査1980年]



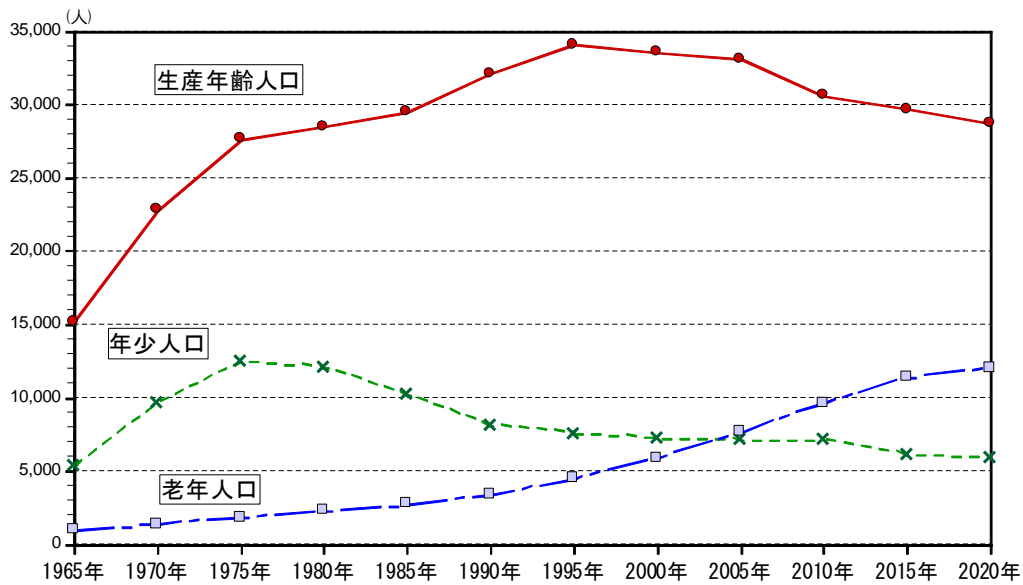
[国勢調査2020年]



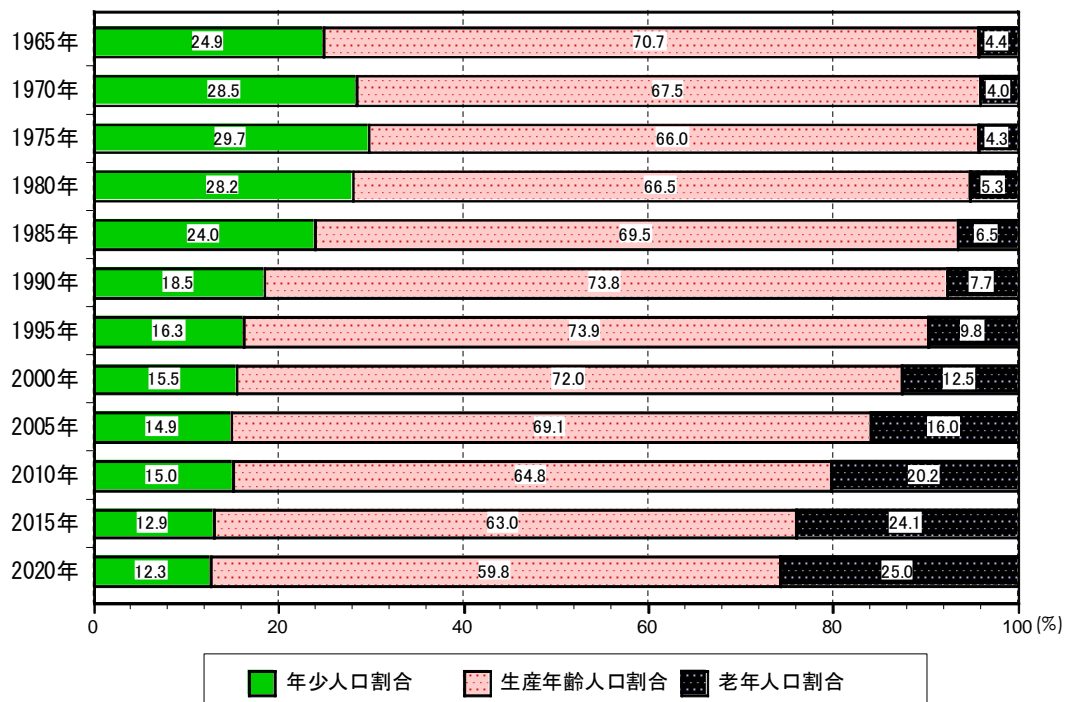
(3) 年齢3区分別の人口推移

- 年少人口は、1975年（昭和50年）までは増加していましたが、1975年（昭和50年）をピークにそれ以降は減少し続けています。一方、老年人口は一貫して増加しており、2005年（平成17年）以降は、老年人口が年少人口を上回る結果になっています。
- 生産年齢人口については、国と同様に、1995年（平成7年）にピークを迎え、それ以降は減少しています。
- なお、2020年（令和2年）では年少人口割合12.3%、生産年齢人口割合59.8%、老年人口割合25.0%と、少子高齢化が進んでいます。

図表 2-1-3 年齢3区分別人口の推移（国勢調査）



図表 2-1-4 年齢3区分別人口構成の推移（国勢調査）

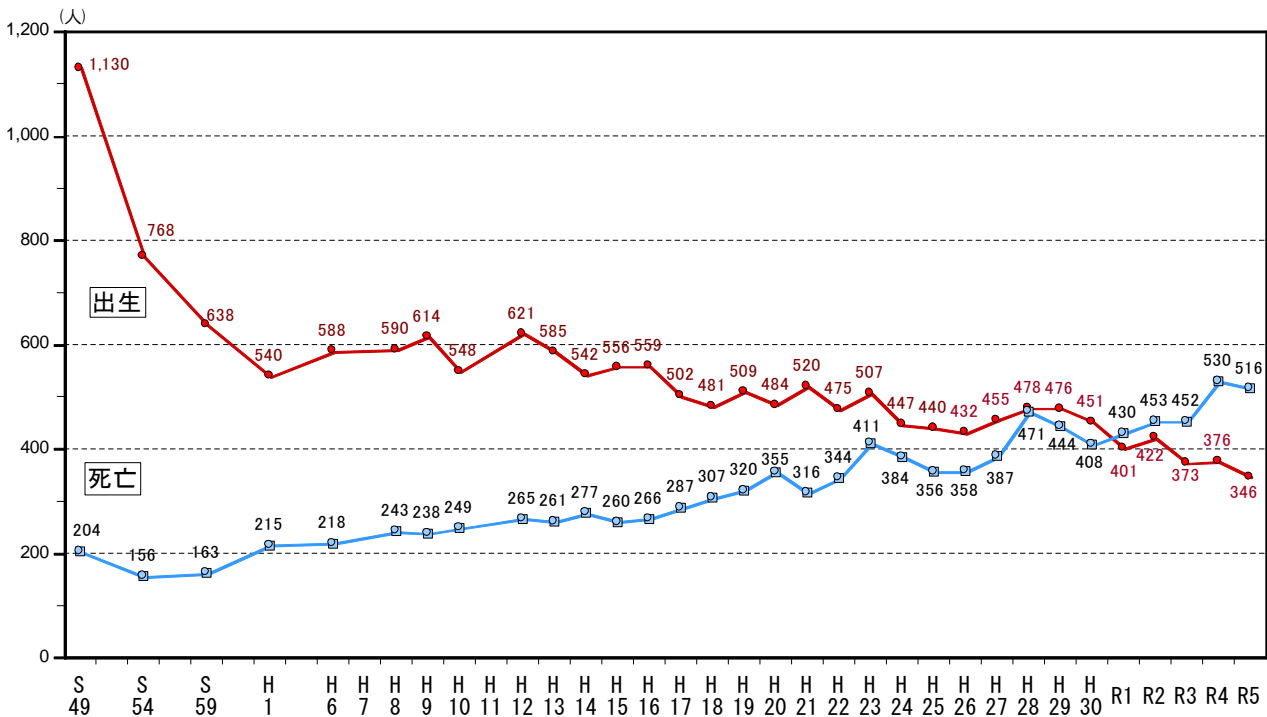


2. 自然増減に関する分析

(1) 自然増減の推移

- 1974年（昭和49年）から2018年（平成30年）まで一貫して出生数が死亡数を上回っていましたが、2019年（令和元年）に逆転し、その差も拡大傾向にあり、2023年（令和5年）の自然増減数は、170人の減少となっています。

図表 2-2-1 自然動態の推移（資料：「愛知県統計年鑑」（住民基本台帳人口、S54は愛知県住民異動調査）



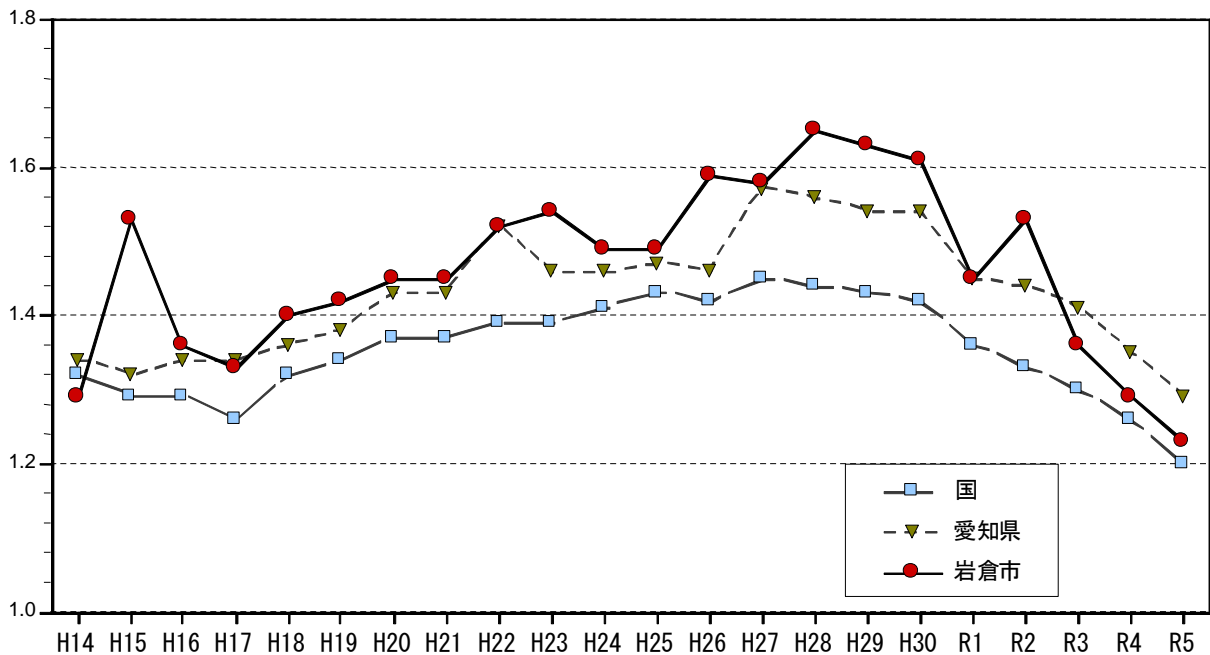
※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。これら以外は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

(2) 合計特殊出生率の推移

●本市の合計特殊出生率は、全国や愛知県と比較しても若干高い水準で増加しながら推移していましたが、2016年（平成28年）をピークに低下傾向にあります。さらに、2021年（令和3年）以降は、愛知県を下回り、2021年（令和3年）が1.36、2022年（令和4年）が1.29、2023年（令和5年）が1.23となるなど、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。

図表 2-2-2 自然動態の推移

（資料 全国：厚労省 人口動態統計、愛知県：愛知県統計年鑑、岩倉市：愛知県衛生年報・国勢調査及び人口動態調査 女性人口各年10月1日現在で算出）



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
愛 知 県	1.34	1.32	1.34	1.34	1.36	1.38	1.43	1.43	1.52	1.46	1.46	1.47	1.46	1.57	1.56	1.54	1.54	1.45	1.44	1.41	1.35	1.29
岩 倉 市	1.29	1.53	1.36	1.33	1.40	1.42	1.45	1.45	1.52	1.54	1.49	1.49	1.59	1.58	1.65	1.63	1.61	1.45	1.53	1.36	1.29	1.23

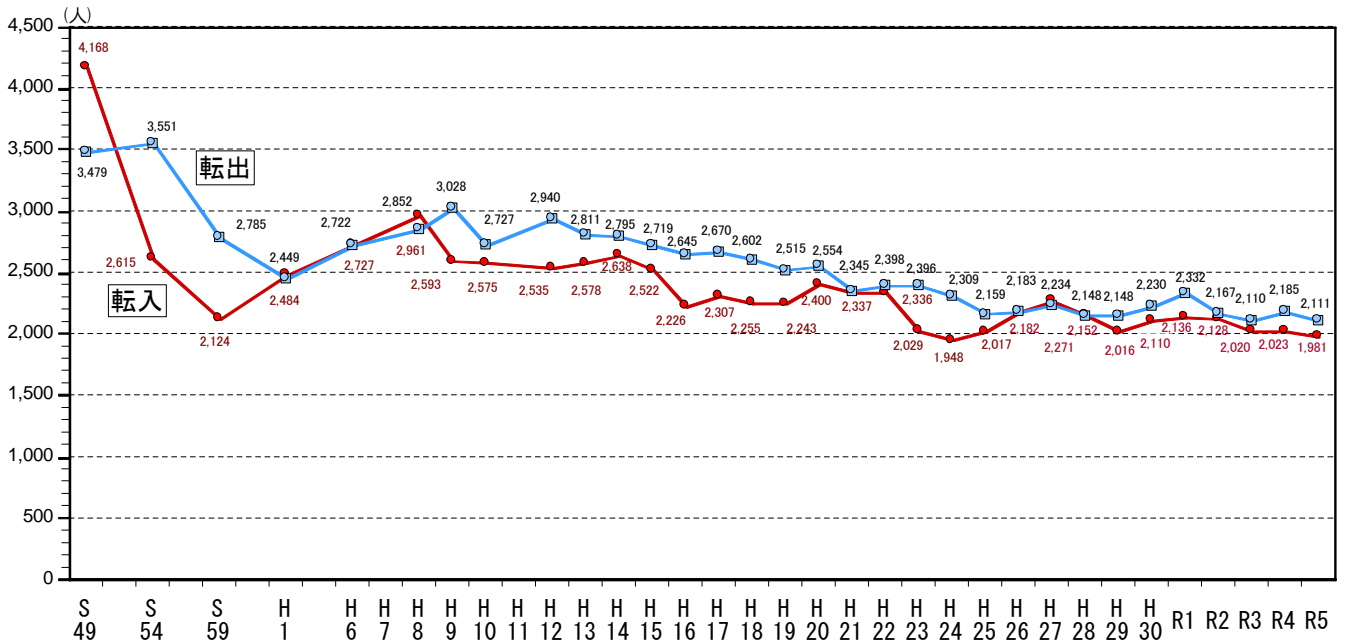
※岩倉市の合計特殊出生率については、各年に届けられた出生数（愛知県衛生年報）と15～49歳の女性人口（国勢調査及び愛知県人口動態調査 10月1日）から独自に算出。

3. 社会増減に関する分析

(1) 社会増減の推移

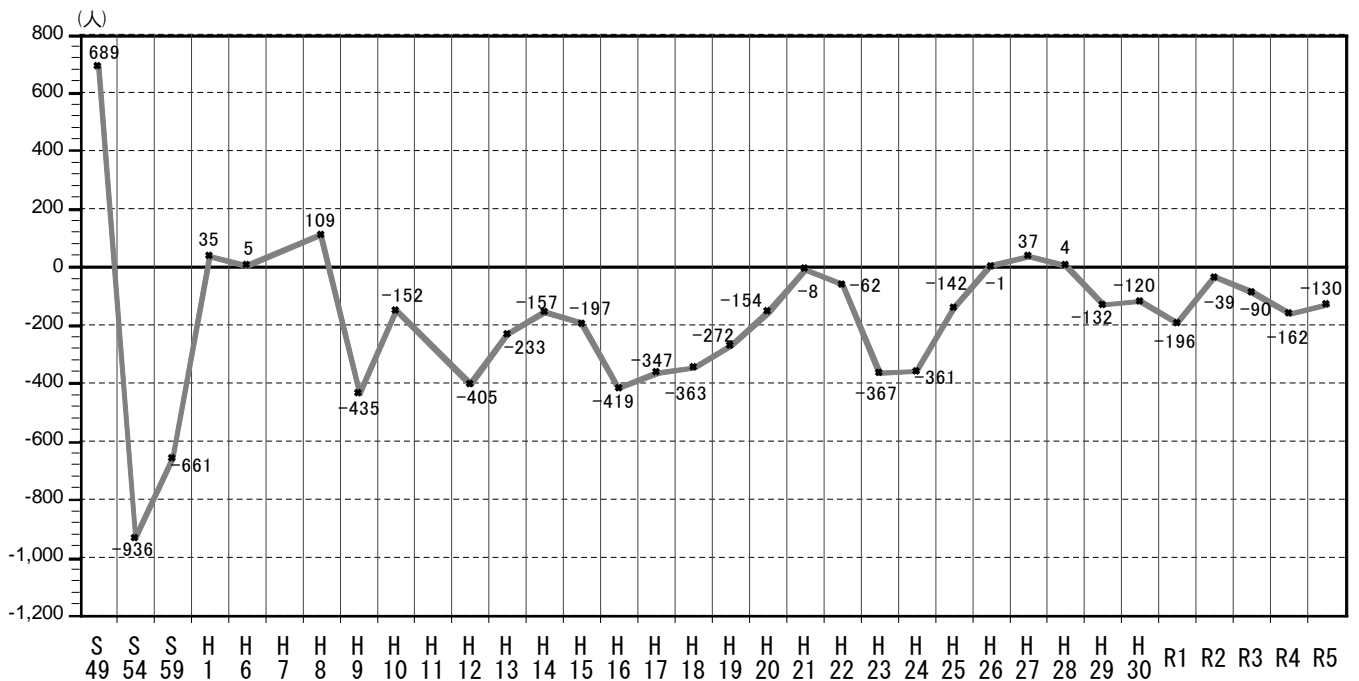
- 1997年（平成9年）以降、転出・転入状況（社会増減）は、概ね転出超過の傾向になっており、令和に入ってから、2019年（令和元年）が196人、2022年（令和4年）が162人、2023年（令和5年）が130人の転出超過となっています。

図表 2-3-1 社会動態の推移（資料：「愛知県統計年鑑」〈住民基本台帳人口〉、S54は愛知県住民異動調査）



※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。これら以外は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

図表 2-3-2 転出入超過の推移（資料：「愛知県統計年報」〈住民基本台帳人口〉、S54は愛知県住民異動調査）

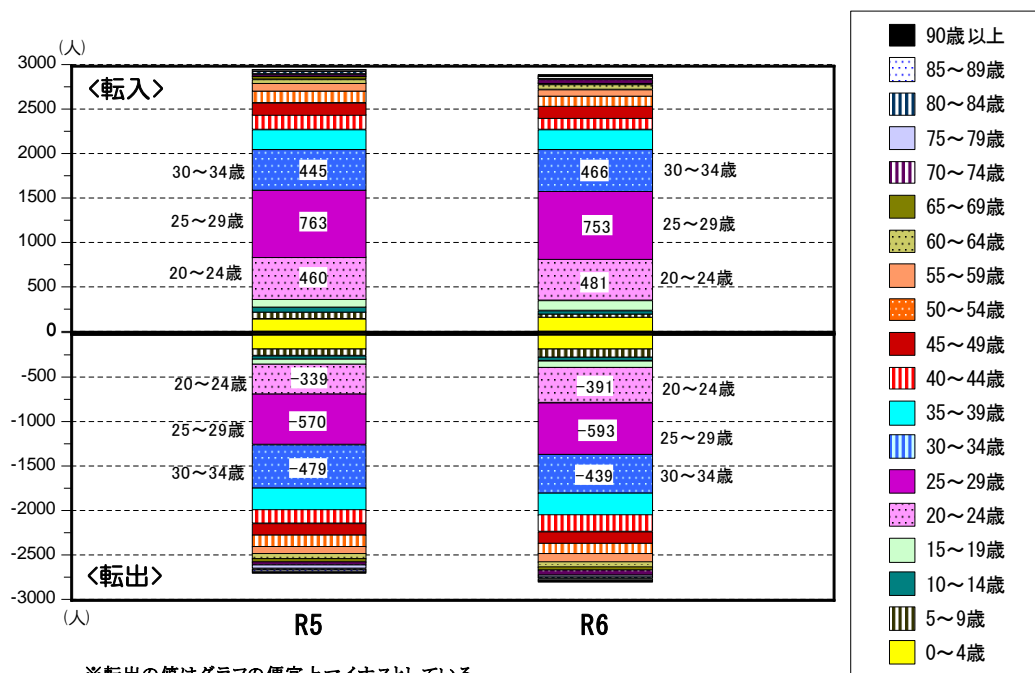


※S49とS54、H25については、当該年の1月1日から12月31日までの期間。その他は、当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間。

(2) 年齢階層別の人口移動の状況

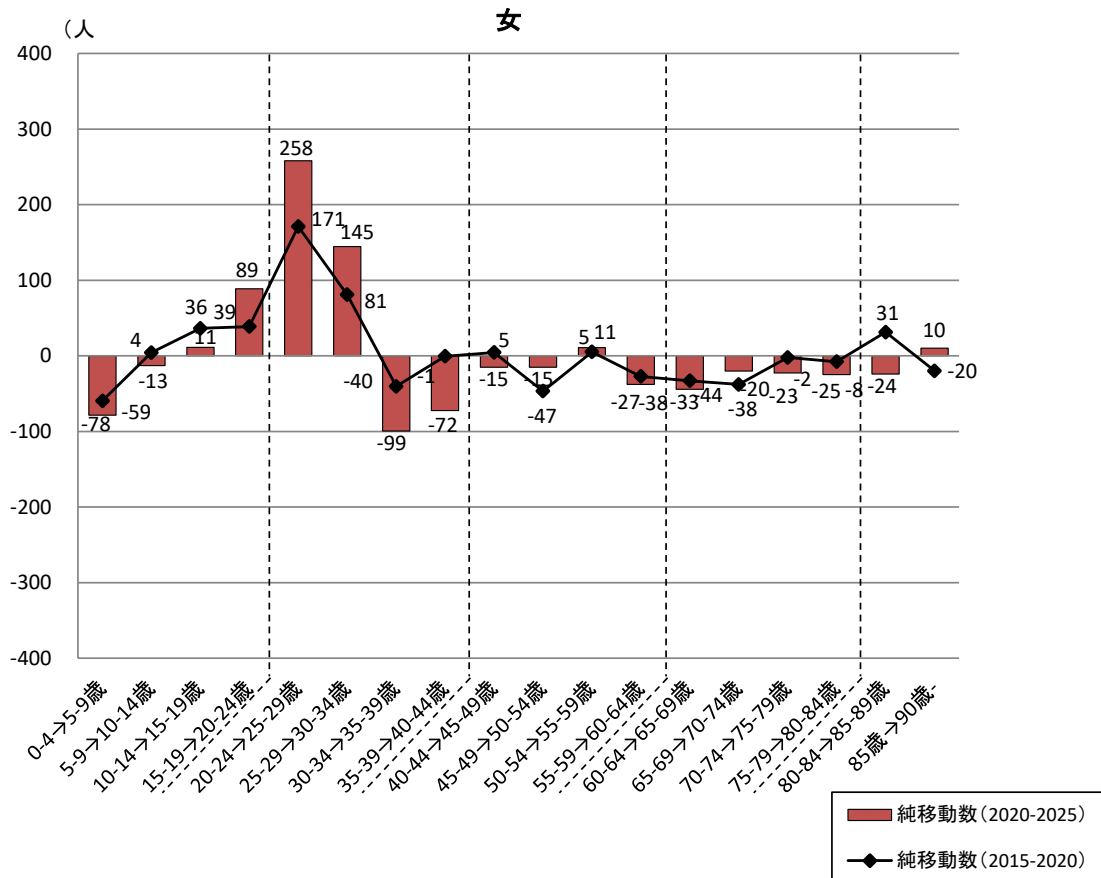
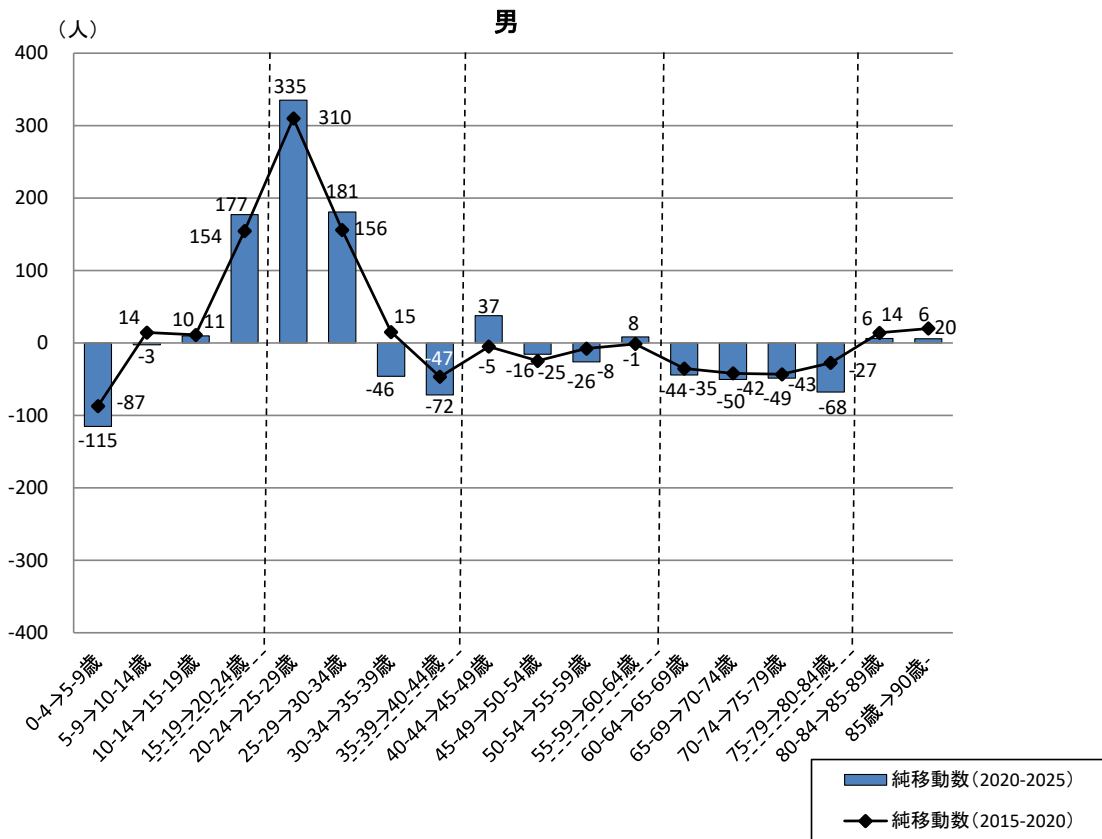
- 2023年（令和5年）、2024年（令和6年）における転入・転出状況を年齢階層別にみると、転入・転出のどちらも20～24歳、25～29歳、30～34歳の層で多い傾向が見られます。
- このことから、就職や転勤、結婚、住宅購入などのライフイベントを契機とした転入・転出が活発に行われている状況がうかがえます。
- なお、20歳代では転入超過となっている一方で、30歳代から40歳代前半及びその子ども世代にあたる9歳以下の年齢層では概ね転出超過の傾向がみられ、従来から指摘されている本市の構造的な人口課題を裏付ける結果となっています。

図表 2-3-3 最近の年齢階層別人口移動の状況（資料：あいちの人口（年報）増減内訳数）



	R5			R6		
	転入	転出	超過	転入	転出	超過
総数	2,937	2,720	217	2,871	2,806	65
0～4歳	136	190	△ 54	141	186	△ 45
5～9歳	79	72	7	44	99	△ 55
10～14歳	52	39	13	45	45	0
15～19歳	91	60	31	96	71	25
20～24歳	460	339	121	481	391	90
25～29歳	763	570	193	753	593	160
30～34歳	445	479	△ 34	466	439	27
35～39歳	235	254	△ 19	233	242	△ 9
40～44歳	165	145	20	128	182	△ 54
45～49歳	138	138	0	130	129	1
50～54歳	123	134	△ 11	114	117	△ 3
55～59歳	90	77	13	76	88	△ 12
60～64歳	52	61	△ 9	61	57	4
65～69歳	29	37	△ 8	28	46	△ 18
70～74歳	26	30	△ 4	19	47	△ 28
75～79歳	23	29	△ 6	20	27	△ 7
80～84歳	12	26	△ 14	15	20	△ 5
85～89歳	12	24	△ 12	13	17	△ 4
90歳以上	6	16	△ 10	8	10	△ 2

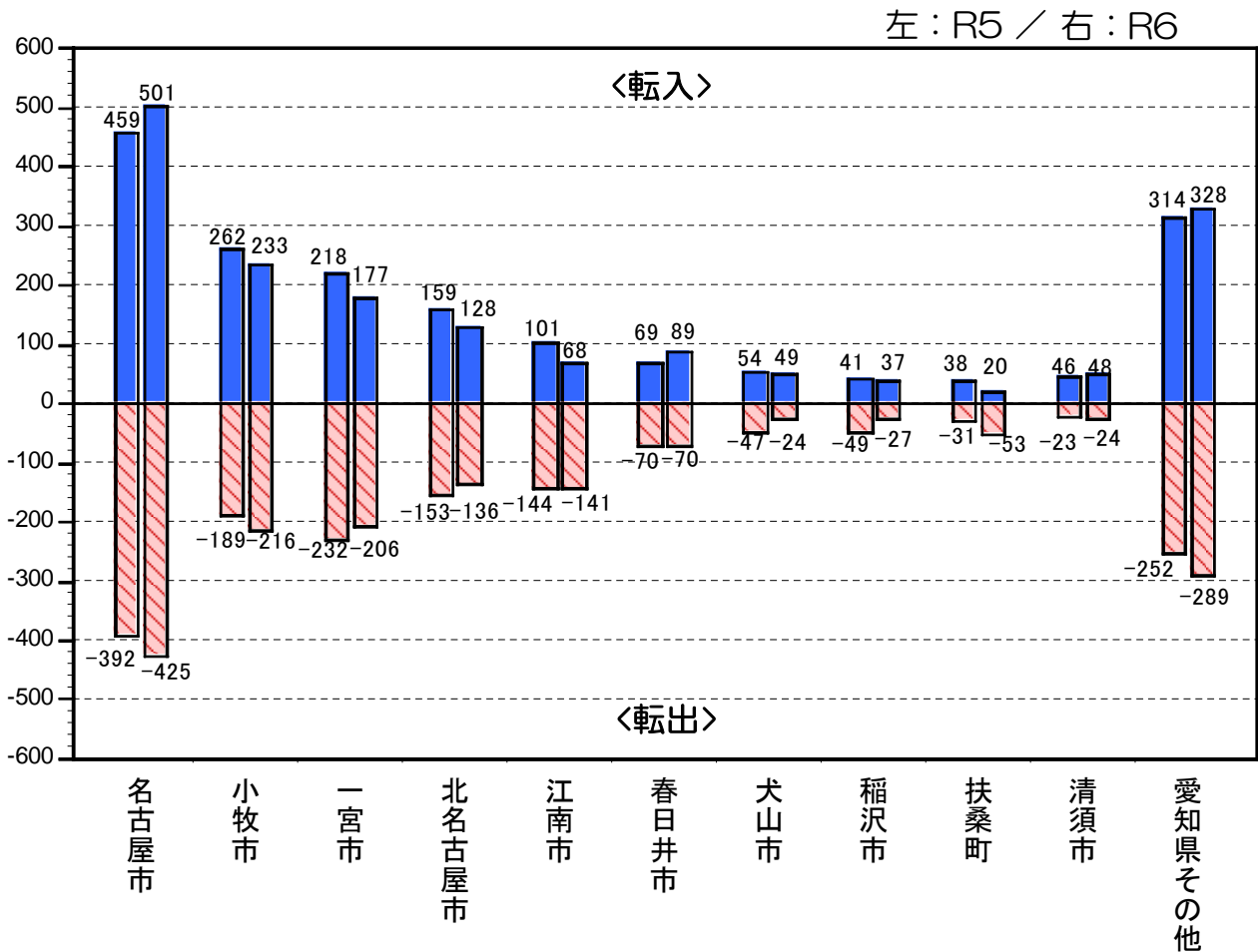
図表 2-3-4 男女別・5歳階級別の人口移動数（国勢調査より独自に算出）



(3) 最近の転入元・転出先の状況

●近隣市町自治体に着目して、2023年（令和5年）、2024年（令和6年）における人口移動状況についてみると、名古屋市と小牧市、犬山市、清須市、愛知県その他に対しては、どちらも転入超過になっています。一方、一宮市や江南市に対しては転出超過になっています。

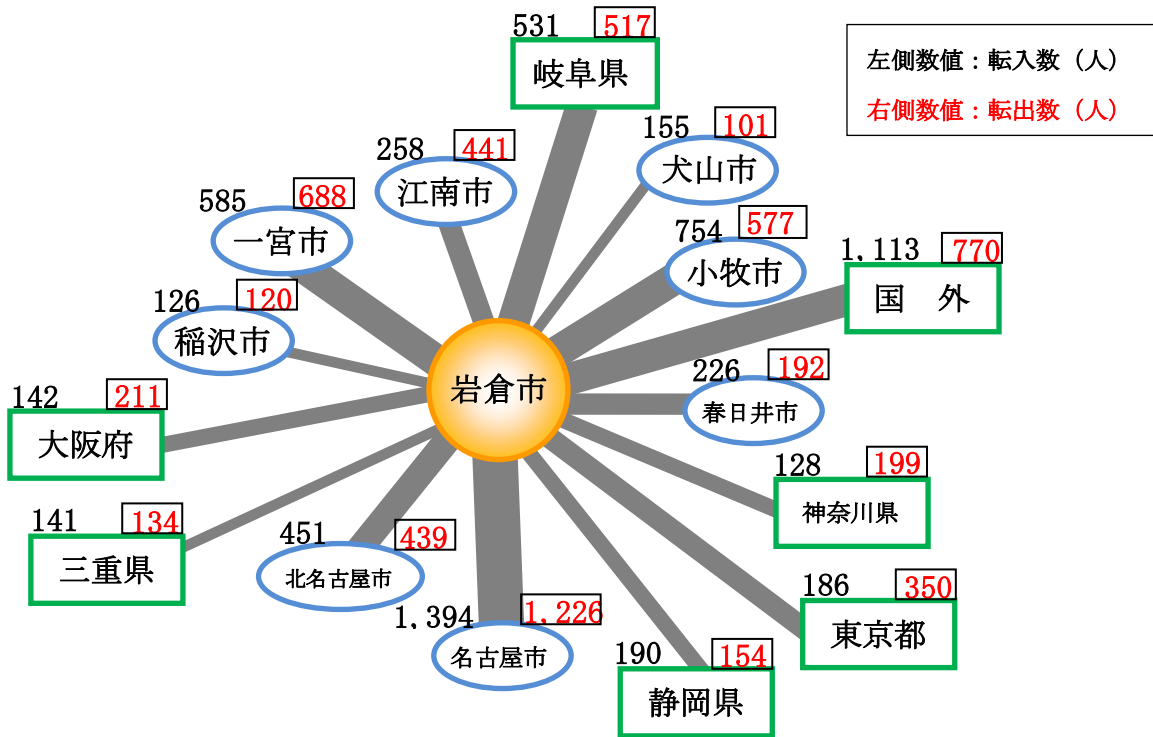
図表 2-3-5 近隣市町への人口移動状況 R5、R6（資料：あいちの人口（年報）県内転入転出数）



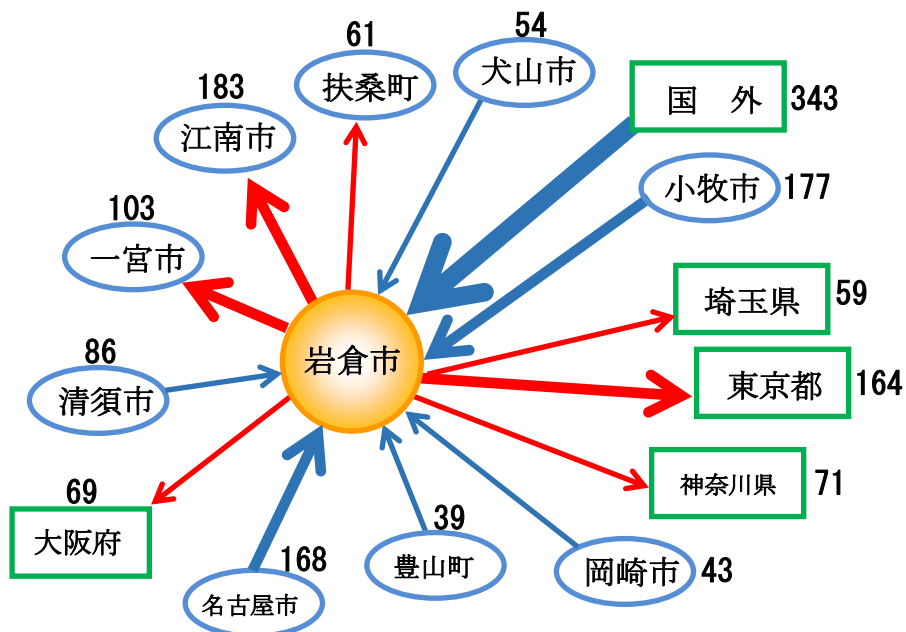
※転出の値はグラフの便宜上マイナスとしている

- 2021年（令和3年）10月から2024年（令和6年）9月までの3年間における転出、転入状況をみると、転出入総数は、名古屋市が最も多く、次いで、国外、小牧市、一宮市、岐阜県が多くなっています。
- 国外や小牧市、名古屋市などに対しては、転入超過になっていますが、江南市や東京都、一宮市などに対しては、転出超過になっています。

図表 2-3-6 転出入状況（資料：あいちの人口（年報）令和3年10月-令和6年9月の3年間）



図表 2-3-7 社会増減数（転出入差）（資料：あいちの人口（年報）令和3年10月-令和6年9月の3年間）



4. 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来の生残率※、将来のこども女性比、子ども性比など及び住民基本台帳（2015年（平成27年）・2020年（令和2年）・2025年（令和7年）の各年の4月1日）の人口データにより求めた純移動率を用いて、コーホート要因法により推計を行いました。なお、国勢調査データとの乖離率（2015年（平成27年）・2020年（令和2年））により補正を行いました。

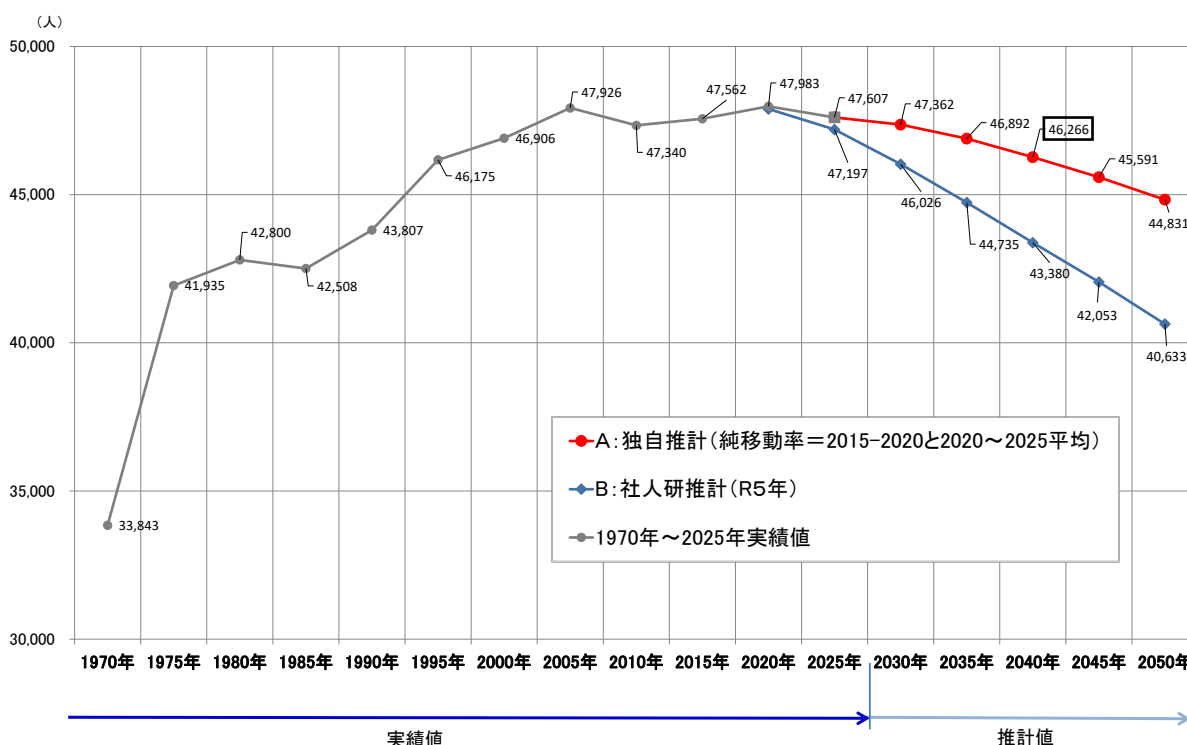
出生・死亡に関する設定 （出生・生残率）	移動に関する設定 （純移動率）
-------------------------	--------------------

推計方法A	<ul style="list-style-type: none"> ●国立社会保障・人口問題研究所（令和5年12月22日公表資料）の将来のこども女性比、子ども性比及び生残率※を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳（2015年・2020年・2025年の各年の4月1日）から純移動率を算定。 ●2015-2020年と2020-2025年の純移動率の平均を採用。
-------	---	--

参考：B推計	●国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計値
--------	-------------------------

※生残率：ある年齢集団（5歳階級）が一定期間後（5年後）に生き残っている比率のこと。

■人口推計結果（総人口）



5. 人口の将来展望

本市の直近の合計特殊出生率を維持・向上に努め、第5次総合計画に基づき総合的に施策を進めることによる効果を見込み推計し、**2040年（令和22年）**で約**46,300人**程度の水準の人口をめざします。

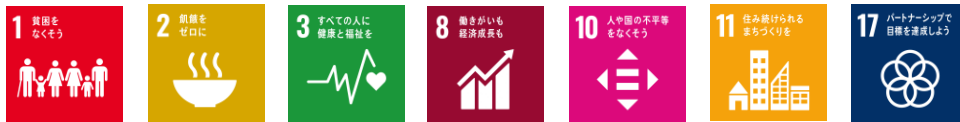
第3章 基本目標と基本的方向の枠組み

国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」における目標と施策に関する基本的方向を踏まえ、中間見直しを実施した第5次岩倉市総合計画の基本計画総論の「まちづくり戦略」と合わせて検討を進め、第3期総合戦略のめざすべき方向として、次のように4つの基本目標と施策の基本的方向を設定しました。

また、あらゆる分野においてデジタル技術を活用した課題解決を図るとともに、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を常に念頭に置きながら、施策・事業展開をしていくために、関連するSDGsの17の目標を整理します。

基本目標1 健康のまち・地域共生社会を形成する

【関連するSDGsの17の目標】



基本的方向1-1	健康づくり推進による健康寿命の延伸
基本的方向1-2	居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

基本目標2 子育て世代の移住・定住を促す

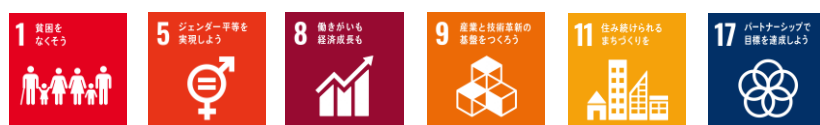
【関連するSDGsの17の目標】



基本的方向2-1	転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進
基本的方向2-2	若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

基本目標3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する

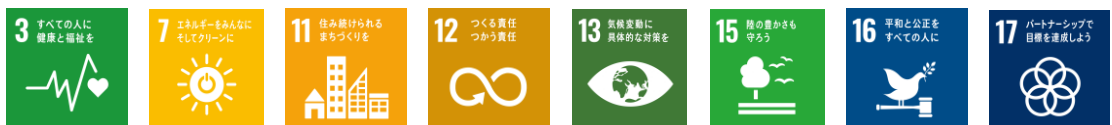
【関連するSDGsの17の目標】



基本的方向3-1	中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進
基本的方向3-2	新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

基本目標4 安全な暮らしと強くしなやかで持続可能な社会を実現する

【関連するSDGsの17の目標】



基本的方向4-1	地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化
基本的方向4-2	次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

第4章 基本目標ごとの施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標1

健幸のまち・地域共生社会を形成する

－安心して幸せに暮らせる健康長寿社会を形成するための戦略－

1. 背景とねらい

- 我が国の平均寿命は戦後の食生活の改善や医療の発展などによって飛躍的に延び、「超長寿社会」、「人生100年時代」を迎えているといわれています。
- 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。
- 本市では、満開の笑顔のもと、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられる幸せなまちをめざし、「健幸都市宣言」を、また、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がマルチパートナーシップにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、「健幸づくり条例」を制定しました。
- このような状況の中、誰もがいつまでも住み慣れた地域社会で、必要な医療や介護サービス等を利用しつつ、家族や地域の人々との絆のもとでお互いに支え、助け合いながら、安心して健康に暮らし続けられる「健康長寿社会」、「地域共生社会」を実現していく必要があります。

2. 数値目標

指 標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
健康の維持増進の取組をしている市民の割合	93.3%	93.0%
75歳以上の要介護3～5の認定率	7.1%	8.4%以下
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	84.4%（R5）	90.0%

3. 施策の基本的方向

■基本的方向 1-1：健康づくり推進による健康寿命の延伸

- 健康寿命の延伸をめざして、「健康インフラづくり」と「健康づくりサポート」といったハード・ソフトの両面から市民一人ひとりの身体と心の健康の維持・増進を総合的に支援します。
- 「健康インフラづくり」では、五条川健幸ロードの充実・延伸、公園整備に加え、民間のスポーツ施設等との連携も含めてスポーツ・健康増進施設の充実を図ります。
- 「健康づくりサポート」では、「からだ」、「歯と口腔」、「食」、「運動」、「こころ」、「つながり・きずな・居場所」に関連する保健・福祉、スポーツ、生涯学習といった多分野にわたる多角的なアプローチとマルチパートナーシップにより取組を推進します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている市民の割合	32.8%	30.0%
②がん検診を受診している市民の割合	31.8%	40.0%
③市民1人当たりの都市公園面積	1.09 m ² /人	2.00 m ² /人

【具体的な施策】①

●運動の習慣化の推進

健幸づくりサポーターによる運動教室等の充実、関係部署や事業所と連携した運動事業の取組を推進します。また、市民の運動習慣を促進するため、五条川健幸ロードの活用や、運動に関する情報を提供し、運動する機会の充実を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・健幸づくりサポーター事業
- ・ウォーキング事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

●五条川沿いの散策環境の充実

四季を通じて快適に尾北自然歩道、五条川健幸ロードを利用できるように休憩所、健康器具、案内サイン等の施設を適切に管理するとともに、各施設等の充実を図ります。また、五条川健幸ロードの延伸について検討します。

○具体的な事業とその工程

- ・尾北自然歩道施設管理事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】②

●がん検診・保健指導の充実

がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・がん検診

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】③

●公園の整備

公園の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画に基づき、公園の確保と適正配置に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・石仏公園整備事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
整備工事	供用開始	施設の維持・管理		

●既存公園の魅力化・長寿命化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、公民連携により地域住民等のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・石仏公園整備事業（再掲）

【その他の関連施策】

- 健康的な食生活習慣の推進
- こころの健康づくりの推進
- 健康づくりを支援する環境づくり

- 歯科健康診査・歯科保健指導の充実
- 特定健康診査・特定保健指導の充実
- 介護予防と日常生活の自立支援
- 多様な社会活動等への参加支援
- 自主的な生涯学習のサポート体制の充実
- スポーツ施設の整備
- スポーツの普及と振興
- 学校体育施設等の有効活用
- 多様な主体による食育の推進

■ 基本的方向 1－2：居場所づくりと地域福祉活動による地域共生社会の形成

- 地域共生社会の形成をめざして、ふれあい・いきいきサロンやシルバーリハビリ体操の推進など、高齢者をはじめとした多様な世代の市民が人との絆を感じる居場所づくりを民間活力の活用をはじめ多様な主体とともに進めます。
- また、生活上の困りごとを抱えている様々な市民に対する、見守り活動や安否確認活動、日常生活の援助活動など、身近な地域における福祉活動の活性化を図ります。
- 子育てと介護のダブルケア問題や高齢者とひきこもりの 8050 問題、さらには子どもの貧困問題やヤングケアラーといった、子どもや高齢者、障がい者などの制度・分野の区分には納まらないような複雑かつ複合的な生活課題を抱えている世帯や、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない市民などに対して、専門機関等が連携・協働して、分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
① シルバーリハビリ体操指導士数（累計）	89 人	190 人
② 高齢者交流サロン補助金交付団体数（累計）	12 団体	30 団体
③ 高齢者見守り事業所登録数	30 事業所	50 事業所

【具体的な施策】①

● 介護予防と日常生活の自立支援

介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。また、シルバーリハビリ体操等の普及に努め、フレイル予防を推進します。

○ 具体的な事業とその工程

- ・ シルバーリハビリ体操推進事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】②

●多様な社会活動等への参加支援

高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・高齢者交流サロン活動費補助事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】③

●見守りネットワークと支え合いの体制づくり

高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールなどの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【その他の関連施策】

- 地域福祉推進体制の強化
- 地域福祉意識の醸成
- 福祉教育の充実
- 地域福祉の担い手の育成
- 地域コミュニティ活動の支援
- 支え合いのネットワークづくり
- 災害時要配慮者の支援体制づくり
- 生きることへの支援
- 地域包括支援センターを核とした地域づくり
- 高齢者への支援

- 相談支援体制の充実（障がい者（児）福祉）
- 地域での障がい者に対する理解促進
- 子どもの障がいの早期発見と早期支援
- 継続した相談支援体制の確立（障がい者（児）福祉）
- 相談体制の充実（生活困窮者支援）
- 子育て支援拠点の充実
- 相談支援体制の充実（子育て・子育て支援）
- 地域ぐるみの子育て支援
- 民間活力の導入

基本目標2

子育て世代の移住・定住を促す

—人口減少を予防し、バランスのとれた人口構成を維持させていくための戦略—

1. 背景とねらい

- 高齢化率が愛知県の平均を上回り、また、75歳以上の高齢者数が65歳以上75歳未満の高齢者数を上回る本市を、持続可能なまちにしていくためには、常に新婚世帯や子育て世帯など若い世代が多く暮らしている活気のあるまち、将来にわたって人口構成のバランスの良いまちにしていくことが重要です。
- そのためには、若い世代が移住・定住するための受け皿としての住宅地や住宅を確保していくこと、特に、子どもが学齢期を迎えるライフステージにあたる子育て世代が市外へ転出してしまう傾向がある本市の課題を解決していくことが必要不可欠です。
- 名古屋駅まで最短で11分という優位性を生かしつつ、新たな住宅市街地の拡大整備や駅前市街地におけるマンション等の建設促進などを進めていく必要があります。
- 同時に、交通利便性が高いことにより通勤・通学に便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとって魅力的で暮らしやすいまちとしてさらに磨き上げ、本市に暮らすメリットをわかりやすく整理し、市内外に引き続き情報発信する必要があります。
- こうした状況の中、子育て世代の移住・定住を促し、バランスのよい人口構成が持続するまちを実現していく必要があります。

2. 数値目標

指 標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ずっと住み続けたいと思っている市民の割合	83.7%（R5）	90.0%
転入者数	2,058人	2,100人

3. 施策の基本的方向

■基本的方向2-1：転出防止等の受け皿としての住宅市街地の整備と街なか居住の推進

- 優良な企業の誘致を図るための産業系市街地の整備や交通利便性が高いことからくる宅地需要の受け皿として、また、子育て世代の市外への転出抑制のための受け皿として、市街化区域への編入を視野に入れた住宅市街地の整備を検討します。
- 名古屋駅や名古屋都心への交通アクセスに優れているという本市の立地特性を生かし、リニア中央新幹線開業のインパクトも視野に入れながら、岩倉駅前市街地における民間マンション等の開発・整備の促進、空き家の活用などにより、子育て世代をメインターゲットとした街なか居住、移住・定住を推進します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①市街化区域率	50.7%	53.4%
②空き家率 （住宅・土地統計調査）	9.6%（R5）	10.0%以下

【具体的な施策】①

●岩倉駅東地区市街地整備の推進

中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、道路整備にあわせて、景観や防災性の向上、交通の円滑化の観点から無電柱化を進めます。

○具体的な事業とその工程

- ・都市計画道路桜通線街路改良事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
用地交渉・取得	用地交渉・取得、工事			

●計画的な市街化区域の拡大検討

住宅・工業系等の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や周辺環境に配慮した企業用地の確保を図る観点から、土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域の拡大を検討します。

○具体的な事業とその工程

- ・市街化区域の拡大に向けた検討

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
土地所有者等への意向調査	検討		土地所有者等への意向調査	検討

【具体的な施策】②

●市街地整備等による住宅供給促進

民間活力を活用した既成市街地における開発促進や、検討を進める市街化区域の拡大の状況にあわせて、防災性に優れ、子育て世代の移住・定住も視野に入れた良好な住宅の供給を促進します。

○具体的な事業とその工程

- ・都市計画道路桜通線街路改良事業（再掲）

●空き家の利活用促進

若い世代の移住・定住の促進や安心して快適な居住環境づくりを推進するため、空き家の流通を支援し、空き家の利活用を促進します。また、空き家問題に対する意識醸成や

空き家の適切な管理、除却を促進し、防犯、防災上の安全性及び景観の向上を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・空き家対策事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【その他の関連施策】

なし

■基本的方向2-2：若い世代が「住んでみたい、住み続けたい」と思える総合政策の推進

- 子育て支援施策が充実していることなど本市の強みを最大限に生かし、若い世代、子育て世代にとっての住みやすさの向上を図ります。
- そのため、結婚・出産支援、母子保健サービスや切れ目のない子育て支援施策・事業の一層の充実、特色ある教育の推進など学校教育の質の向上、本市の最大の魅力資源である五条川・桜並木の散策環境の整備・充実や公園整備など、子どもを産み・育てやすく、教育・文化水準の高い魅力あふれるまちづくりの総合的な展開を図ります。また、学校教育の充実はもとより、義務教育後の子どもの育ちを応援する施策展開についても検討します。
- そして、本市のブランドロゴ・シンボルメッセージの“いわくらしやすい”を市民に浸透させ、“住むならいわくら”を意図したプロモーションを引き続き進めることによって、若い世代、子育て世代の移住・定住を促進します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	28.6%（R5）	40.0%
②待機児童数（保育園）	6人	0人
③小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合	84.2%（R5）	88.0%

【具体的な施策】①

●産前・産後サービス等の充実

産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。

○具体的な事業とその工程

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業、産前・産後サポーター派遣事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

●幼児教育・保育サービスの充実

すべての子どもが質の高い幼児教育や保育を受けられるよう公立保育園と私立の幼稚園や認定こども園等の民間保育施設とのさらなる連携を進めるとともに、引き続き保育園送迎ステーションといった本市独自の事業や、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・子ども未来応援計画推進事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

●放課後児童健全育成の充実

放課後児童クラブの利用者が増加しているなかで、子どもが豊かな放課後を過ごせるように、放課後児童クラブの充実に加えて、運営方法や放課後子ども教室との連携も含めた事業の実施について検討します。

○具体的な事業とその工程

- ・子ども未来応援計画推進事業（再掲）

【具体的な施策】②

●保育施設の充実

保育環境の向上のため、老朽化している施設について、計画的に改修を行うとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や複合化を伴う建て替えを進め、施設の充実に図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・保育園施設整備事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
五条川小学校区 統合保育園 整備工事	五条川小学校区 統合保育園供用 開始、第2期公共 施設再配置計画 策定	施設の運営、維持・管理、統廃合・複合化に向けた検討		

【具体的な施策】③

●特色ある教育の推進

児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせた指導を進めるため、少人数授業やティームティーチング※¹をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかな指導体制を充実し、基礎学力の定着や児童生徒が自ら学ぶ意欲の向上に努めます。

また、学校の自主性、自律性を保証する中で、学校ごとに地域の特性を生かした特色のある教育・学校づくりを進めます。さらに、ICT※²環境については、子どもたちが自分の学び方に合った方法を選択し、それぞれの理解の速さや深さに応じて主体的に取り組める環境づくりに努めます。

○具体的な事業とその工程

・情報教育推進事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
児童・生徒一人一台端末の更新	事業実施	事業実施、評価・検証	改善、事業実施、評価・検証	

・魅力ある学びづくり支援事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
既存事業の改善、事業実施	事業実施、評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【その他の関連施策】

- こども家庭センターの機能強化
- 産科医療機関等との連携強化
- 乳幼児健康診査と支援体制の充実
- 子ども条例の推進
- 子どもを育む活動の支援
- 児童館活動・施設の充実
- 子育て支援拠点の充実
- 相談支援体制の充実（子育て・子育て支援）
- 地域ぐるみの子育て支援
- 子育て世帯への医療費支援
- 家庭への支援
- 安全でおいしい魅力ある学校給食の提供
- ジュニアオーケストラの運営
- 音楽鑑賞機会の充実
- 市街地整備等による住宅供給促進
- 五条川桜並木の保全
- 五条川沿いの散策環境の充実

- 公園の整備
- 既存公園の魅力化・長寿命化
- マルチパートナーシップによる公園の維持管理・運営
- シティプロモーションの推進

基本目標3

都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する

— 経済的な豊かさとまちのにぎわいを将来にわたって創出するための戦略 —

1. 背景とねらい

- 名古屋市近郊の住宅都市として発展してきた本市は、製造業など大企業は少なく、中小企業、中でも小規模企業が大半を占めています。
- 活力あるまちとして持続的に発展していくためには、市民生活の利便性を支え、にぎわいある都市としていくための商業振興は必要不可欠であり、また、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を生かした産業振興が重要です。
- 本市では、中小企業・小規模企業の振興支援として、岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、売上げアップを目的とした伴走型の相談支援を進めてきました。加えて、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、市全体で中小企業・小規模企業を支え、地域産業の活性化を図っていくとともに、企業誘致にも本格的に取り組み、企業立地の促進等に関する条例の制定、条例に基づく奨励金制度の創設の他、川井野寄工業団地の整備を進めてきました。
- 暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、小さいながらも多様で特色があり、付加価値の高い産業が根づいた都市づくりと就業機会の拡大をめざして、引き続き、中小企業・小規模企業の振興や創業支援、企業誘致等を進めていく必要があります。
- また、仕事と家庭や子育てを両立できる働きやすい社会環境づくりの一環として、保育サービス等の更なる充実や本市の産業を支える人材の育成につながる教育も必要です。
- さらに、定住人口の増加が見込めない人口減少時代が本格化する中であって、まちの知名度と魅力の向上、まちの活力とにぎわいを創出していくため、観光客などの交流人口を拡大するとともに、本市の課題解決やまちづくりに貢献する関係人口の増加を図っていく必要があります。

2. 数値目標

指 標	基準値（令和6年度）	目標値(令和12年度)
市内事業所数	1,602 事業所 (R3)	1,700 事業所
市内事業所における従業者数	15,703 人 (R3)	18,000 人
岩倉駅周辺のにぎわいがあると思う市民の割合	16.9%	30.0%

3. 施策の基本的方向

■基本的方向 3-1：中小企業・小規模企業の振興と創業・事業承継支援等の推進

- 中小企業・小規模企業の売上げアップを目的とした岩倉市ビジネスサポートセンターの機能強化を図り、創業支援や事業承継支援を含めた伴走型の支援に努めます。
- 兼業・副業やテレワークといった多様な働き方や働き方改革、女性や外国人など多様な人材を活用して生産性の向上等を図ろうとするダイバーシティ^{*3}が日本社会共通の目標になっている状況を踏まえ、兼業・副業やテレワークの促進とそのため
の社会基盤整備、仕事と家庭や子育ての両立のための環境整備、若者・女性の起業支援等を推進します。
- また、未来の本市の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保のため、地元企業の魅力を紹介するコンテンツ「わくワークいわくら」の更新・作成及びその有効活用を含めた、本市の未来を担う子どもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。
- こうした施策や事業を計画的に推進するため、公民連携体制の一つである地域産業活性化推進協議会を通じて、第2期中小企業・小規模企業活性化行動計画を着実に推進し、次の計画につなげていきます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①ビジネスサポートセンター利用件数	275 件	330 件
②がんばる中小企業等応援補助金補助件数	27 件	35 件

【具体的な施策】①

●経営の改善・革新への支援

経営の改善や革新などを行う事業所に対して、商工会をはじめ様々な機関と協力して、経営相談や資金融資制度の紹介などの支援を進めます。また、売上アップや販路拡大など事業者の抱える様々な問題解決のため、ビジネスサポートセンター（個別相談機関）を中心とした伴走型支援を進めるとともに、各種セミナーなどを開催し、事業所の支援の充実に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・商工業振興事業補助金
- ・小規模事業経営支援事業費補助金
- ・ビジネスサポートセンター運営事業費補助金
- ・地域産業活性化推進協議会負担金

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

●人材確保・事業承継支援

関係機関と連携して開催している就職フェアの中で、市内の事業所と新卒や中途採用希望者とをマッチングできる機会の提供に努めます。また、後継者不在のため廃業を考えている事業者と承継・創業希望者とのマッチングに向けた取組や将来の人材確保のために、様々な機会を通してキャリア教育の取組に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・商工業振興事業補助金（再掲）
- ・小規模事業経営支援事業費補助金（再掲）
- ・ビジネスサポートセンター運営事業費補助金（再掲）
- ・地域産業活性化推進協議会負担金（再掲）

【具体的な施策】②

●新商品の開発等の支援

既存事業所の売上アップのため、異業種連携等による新商品開発を支援するとともに、公共施設における製品の展示や商工会等と連携したイベントの開催等を通じたPRにより、地域産業の振興を支援します。

○具体的な事業とその工程

- ・商工業振興事業補助金（再掲）
- ・小規模事業経営支援事業費補助金（再掲）
- ・ビジネスサポートセンター運営事業費補助金（再掲）
- ・地域産業活性化推進協議会負担金（再掲）

【その他の関連施策】

- 幼児教育・保育サービスの充実
- 放課後児童健全育成の充実
- 特色ある教育の推進
- 働きやすい環境づくり

■基本的方向 3-2：新たな企業の誘致と交流・関係人口創出のためのインフラの整備

- 一宮インターチェンジや小牧インターチェンジといった高速道路のインターチェンジに近いという恵まれた立地条件を生かすとともに、尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）の整備を見据え、農業的土地利用との調和を図りつつ、本市の雇用拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。
- 市民の市に対する誇りや愛着（シビックプライド^{※4}）の醸成や交流人口の拡大を図るため、全国にも誇ることができる貴重な観光資源であり、また、市民共有の郷土財産でもある五条川桜並木の保全や山車文化等の継承に努め、桜を含めた五条川周辺の魅力を生かしたまちづくりを進めます。

- 交流人口の拡大と関係人口の創出のためのインフラとして、岩倉駅周辺のにぎわいの拠点となる（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、地域産業の活性化にもつながる尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）の整備を進めます。
- 本市の抱える社会課題を公民連携により解決する方策を検討します。さらに、本市の抱える社会課題を市外も含めた人材活用として、プロボノ^{※5}や兼業・副業人材などとのパートナーシップによって解決していく関係人口づくりに努めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①創業相談件数	19件	20件
②企業立地奨励措置認定企業数 （計画期間累計）	9社	10社

【具体的な施策】①

●経営の改善・革新への支援

経営の改善や革新などを行う事業所に対して、商工会をはじめ様々な機関と協力して、経営相談や資金融資制度の紹介などの支援を進めます。また、売上アップや販路拡大など事業者の抱える様々な問題解決のため、ビジネスサポートセンター（個別相談機関）を中心とした伴走型支援を進めるとともに、各種セミナーなどを開催し、事業所の支援の充実に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・商工業振興事業補助金（再掲）
- ・小規模事業経営支援事業費補助金（再掲）
- ・ビジネスサポートセンター運営事業費補助金（再掲）
- ・地域産業活性化推進協議会負担金（再掲）

【具体的な施策】②

●新たな企業の誘致

交通利便性の高い立地条件を生かし、農業的土地利用との調和を図りつつ、雇用の拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・企業立地促進奨励事業

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【その他の関連施策】

- 山車文化の継承と情報発信
- 幹線道路の計画的な整備

- 中心市街地のにぎわい創出の促進
- 五条川桜並木の保全
- 民間活力の導入
- 尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）の整備

1. 背景とねらい

- 南海トラフ地震の発生が懸念され、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も全国的に増加する中で、市民が安全に安心して暮らせる強くしなやかな地域づくりを進める必要があります。また、市民が安心して暮らしていくためには、防犯対策の充実も求められます。
- こうした防災・防犯対策は、市だけでは解決できない地域課題であり、一人ひとりの市民の取組はもとより、行政区、ボランティアや市民活動団体、NPO法人などによる多様な地域活動と国や県など関係機関や民間事業者などの多様な主体が相互に補完し合うマルチパートナーシップによる活動が重要になります。
- 一方、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口の急激な増加に対応するために集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進み、大規模な改修や更新に莫大な費用が見込まれ、また、一時期への集中が懸念される中、岩倉市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な方針や再配置における数値目標を設定しました。
- その後、策定した岩倉市公共施設再配置計画などの個別施設計画を推進することで、老朽化した公共施設等の大規模改修や更新にかかる費用が将来世代への大きな負担とならないように、施設の維持管理等について、民間事業者のノウハウを最大限活用する視点が求められます。
- また、地球温暖化や生物多様性などの環境問題への対応は、本市においても無縁ではなく、将来にわたって持続可能な社会にしていくため、身近な地域、日常的な暮らしの中で着実に環境問題に取り組んでいく必要があります。

2. 数値目標

指 標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	82.2%（R5）	80.0%
犯罪発生件数	325件	365件以下
市全体の温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	198千t/CO ₂ （R4）	141千t/CO ₂

3. 施策の基本的方向

■基本的方向4-1：地域コミュニティと協働による防災・防犯の強化

- 関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等と連携して合同で防災訓練を行うとともに、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、防災・危機管理体制の充実に努めます。また、地域における「自助」「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実に努めます。
- 犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るとともに、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。
- 地域の安全安心の実現のため、地域人材の育成など地域コミュニティを強化するための支援に努めるとともに、これまでの連携や協働といった枠組みを超えたマルチパートナーシップにより防災・防犯対策を推進します。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①個別避難支援計画の作成数	137件	500件
②防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	80.4%（R5）	80.0%
③下水道（雨水）整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率	44.1%	53.9%

【具体的な施策】①

●災害時要配慮者の支援体制づくり

災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするため個別避難支援計画の作成を促進します。

○具体的な事業とその工程

- ・避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難支援計画の作成支援

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】②

●地域における防犯意識の向上

地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・防犯啓発事業
- ・防犯設備整備費等補助事業

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【具体的な施策】③

●雨水対策の充実

集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。

○具体的な事業とその工程

- ・雨水調整池設置事業

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
雨水整備計画見直しの検討		雨水整備計画 見直し	雨水調整池 設置場所の検討	雨水調整池設置 工事基本設計

【その他の関連施策】

- 支え合いのネットワークづくり
- 防災危機管理体制の充実
- 防災設備等の整備・充実
- 民間事業所等との連携・協力体制の充実
- 防災意識の高揚
- 自主防災組織の充実
- ボランティアとの連携強化
- 地域の自主防犯活動の育成・強化
- 行政区への支援
- 地域コミュニティ活動の支援

■基本的方向 4-2：次世代に負荷をかけない公共資産マネジメントと環境政策の推進

- 岩倉市公共施設等総合管理計画とその個別施設計画にあたる岩倉市公共施設再配置計画などを着実に推進します。
- 新たにパークマネジメント手法による公園の維持管理・運営、包括指定管理や包括管理委託など、民間事業者のノウハウを活用した多様な公民連携による公共施設等の管理運営について検討し、利用者の安全性の確保とサービスの質の向上を図ります。

- さらに、民間施設のリース等による公共施設サービスの実施、公共施設の民間事業者への開放、民間事業者の参画による河川空間づくり（かわまちづくり）など、サウンディング型市場調査等を活用し、多様な場面での公民連携による公共資産の有効活用について検討を進め、次世代に負担を残すことのないよう公共資産マネジメントを進めます。
- また、社会インフラを含む持続可能な地域社会づくりに向け、地球温暖化対策（ゼロカーボンシティ実現に向けた取組等）や生物多様性の保全、ごみを可能な限りゼロに近づけるゼロウェイストなど環境にやさしいまちづくりを推進し、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）やSociety 5.0^{※6}を踏まえた行政経営を進めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
①公園等の整備・管理に満足している市民の割合	79.1%（R5）	80.0%
②市民1人当たりのごみ排出量	403g/日	361g/日
③計画的・効率的な行政経営が行われていると思う市民の割合	21.4%	30.0%
④オンラインでできる手続件数	202件	300件

【具体的な施策】①

●公園の整備

公園の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画に基づき、公園の確保と適正配置に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・石仏公園整備事業（再掲）

●既存公園の魅力化・長寿命化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、公民連携により地域住民等のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・石仏公園整備事業（再掲）

【具体的な施策】②

●リサイクル拠点の充実

行政区における分別収集に加え、日曜資源回収やe-ライフプラザを実施して市民の資源排出機会を増やしていますが、安定した実施と利便性向上のために利用者の偏りを減らし、場所や開設時間等について調査研究します。また、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。

○具体的な事業とその工程

- ・分別収集（日曜資源回収、e-ライフプラザ含む）
- ・食品ロス削減

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事業実施	事業実施、 評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

●生ごみ等の減量化・資源化

家庭から出される生ごみを減らし、資源として活用する生ごみ処理機の普及を促進するとともに、生ごみや剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。また、手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスの削減に向けた施策として、市民への周知啓発やフードドライブの実施、市内飲食店への働きかけ等を進めます。

○具体的な事業とその工程

- ・食品ロス削減（再掲）

【具体的な施策】③

●民間活力の導入

公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、民間との役割分担の見直しにより、市民サービスの質の向上や業務効率を向上させるため、指定管理者制度、民間の資金やノウハウを活用したPPP/PFIの導入や業務の民間委託、役務提供型ネーミングライツ^{※7}など、多様な視点から民間活力の導入を図ります。

○具体的な事業とその工程

- ・民間活力の導入に向けた検討

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
民間活力活用 推進委員会に おける事業検討、 事業実施	民間活力活用推進委員会における事業検討、事業実施、評価・検証、改善			

●公共施設等の総合的かつ計画的な管理

公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な施設改修等を推進していくため、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組むとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。また、大規模な改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。

○具体的な事業とその工程

- ・公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画推進事業

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
事業実施	公共施設等総合管理計画・公共施設長寿命化計画改訂、第2期公共施設再配置計画策定	施設の運営、維持・管理、統廃合・複合化に向けた検討		

【具体的な施策】④

● ICTを活用した効率的な行政運営と市民サービス

AI等やICTの活用により業務の効率化を図るとともに、適切な情報セキュリティを確保しながら、いつでもどこでも簡単に申請や届出等ができるオンライン手続や証明書コンビニ交付サービスなどにより質の高い市民サービスを実現するための環境の整備を推進します。また、デジタルリテラシー^{※8}の向上のため、デジタルに不慣れな人への支援を行います。

○具体的な事業とその工程

- ・デジタル化推進事業

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
事業実施	事業実施、評価・検証	改善、事業実施、評価・検証		

【その他の関連施策】

- 総合的な環境政策の計画的な推進
- 環境施策の推進体制の強化
- 地球温暖化対策の推進
- 環境にやさしいライフスタイルの促進
- 身近な生物多様性の保全・創出
- 環境学習等の推進
- 3Rの推進と情報発信
- 事業所におけるごみの減量化・資源化
- 市民団体との連携・支援

【用語の解説】

- ※1 ティームティーチング
複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。
- ※2 ICT
Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
- ※3 ダイバーシティ
多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。
- ※4 シビックプライド
単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。
- ※5 プロボノ
各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般や、それに参加する専門家自身のこと。
- ※6 Society 5. 0
狩猟社会（Society 1. 0）、農耕社会（Society 2. 0）、工業社会（Society 3. 0）、情報社会（Society 4. 0）に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。
- ※7 役務提供型ネーミングライツ
ネーミングライツ（命名権）契約において、金銭支払いだけでなく、作業などの役務の提供を対価とする契約形態。
- ※8 デジタルリテラシー
デジタル技術に関する知識や技能を持ち、それを適切に活用できる能力のこと。単にツールを使いこなすだけでなく、情報を検索・評価したり、セキュリティを管理したり、デジタル環境に適応したりする能力も含まれる。